

桜川市余裕期間制度の活用方針

令和 8 年 7 月

総務部 財政課 管財契約 G

1 目的

・受注者が建設資材、建設労働者等の準備を行うための期間として「余裕期間制度」を導入し、円滑な工事施工体制を確保することで、柔軟な工期の設定による施工時期の平準化を推進していく。

2 余裕期間制度とは

・余裕期間制度は、契約ごとに工期の 30%を超えずかつ、4ヶ月を超えない範囲内で**余裕期間※1**を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。

工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが出来る。

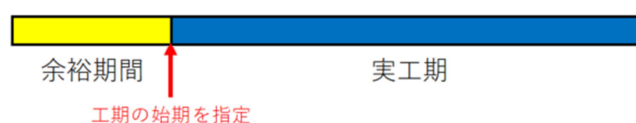
余裕期間制度は次の方式で発注すること。

(1)発注者指定方式

余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方法

- ・発注者があらかじめ工期の始期日を指定する必要がある工事
- ・概算発注方式を活用する工事

など



(2)任意着手方式

発注者が工期の始期を余裕期間内で選択できる方式

- ・発注者指定方式以外の工事
- ・ゼロ債務負担行為※2を活用する工事

など



※2「ゼロ債務負担行為」：債務負担行為を設定する年度の支出額をゼロとし、金額を翌年度以降の支出とするものをいう。

3 対象工事

・余裕移管制度は、桜川市が発注する全ての工事を対象とする。活用する場合は、特記仕様書などで示すものとする。

4 前払い金の取扱い

- ・契約締結日以降請求出来るものとする。
- ・ゼロ債務負担行為を活用する場合は、契約翌年度の請求できるものとする。

5 余裕期間内の現場管理等

・当該工事現場における受注者の管理責任は、工期の始期日から発生するものとする。

・余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。

6 技術者等の取扱い

- ・受注者は契約締結をした日から原則として7日以内に現場代理人及び主任・監理技術者等選任通知書を発注者に提出するものとする。
- ・余裕期間内は、現場代理人及び建設業法第26条の規定に基づく監理技術者等を配置することを要しないものとする。
- ・契約締結以降においては、受注者の都合による監理技術者等の途中交代は、極めて特別な場合の外は、認めないものとする。

7 工事实績情報システム（CORINS）の登録

- ・工事实績情報システム（CORINS）に登録する「工期」及び「技術者情報従事期間」は、契約書に記載する工期（実工期）とする。

8 経費の負担

- ・余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

9 その他

- ・発注者指定方式による余裕期限制度を適用する場合は、工期の始期日又は工期の始期日期限日（以下、「工期の始期日期限日等」という。）をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。
- ・任意着手方式による余裕期間制度が適用される工事の落札者は、契約締結までに、余裕期間内で工期の始期日を定め、契約締結までに別紙様式により発注者に通知するものとする。ただし、工期の始期日は、官公庁の休日に当たる日に定めることはできないものとする。
- ・契約締結以降においては、受注者の都合による工期の始期日の変更は、極めて特別な場合の外は、認めないものとする。
- ・この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

参考) 特記仕様書記載

第〇条 工期【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、余裕期間内に行なう準備は受注者の責により行なうものとする。

工 期：令和■年■月■日から令和●年●月●日まで

↑ 発注者が指定する工事の開始及び終了を記載する。

(余裕期間：契約確定日の翌日から令和▲年▲月▲日まで)

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

第〇条 工期【任意着手方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の開始を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙1により工事の開始を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、余裕期間内に行なう準備は受注者の責により行なうものとする。

工 期：工事の開始から●●●日間

↑ 発注者が指定する工事の開始及び終了を記載する。

(但し、令和■年■■月■■日【工事着手期限】までに工事を開始すること。)

↑工事を開始しなければならない最終日を記載する。

※契約締結後において、工事の開始に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。